

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月頃、A所在の業務用ボイラ、ポンプ等の設備工事等を行うB会社（以下「会社」という。）に入社し、配管工事等に従事していた。会社は請求人の父親が創業し、代表取締役であるところ、実質的には請求人の兄が専務取締役として会社運営を行っている。

請求人によると、平成〇年〇月頃から、工作中、ボルトや蛇口等の締め忘れを何度も確認したり、自動車の運転中、道路のシミ等が気になり、引き返したりする行動をとるようになったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し「うつ病」と診断された。同月〇日にはD病院に受診し「強迫性障害」と診断され、その後、複数の医療機関に受診し、加療を継続した。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人が発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもので

ある。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月初旬頃にICD-10診断ガイドラインの「F42 強迫性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと述べており、当審査会としても、請求人の症状及びその経過等からみて、専門部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月の間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷を認定基準に照らして検討すると、次のとおりである。

#### ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度の

もの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人は、①2週間以上にわたって連続勤務を行ったこと、②上司から嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けたこと、③達成困難なノルマが課されたことが原因となって本件疾病を発病したと主張している。

(イ) ①の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事の「2週間以上にわたって連続勤務を行った」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」)に該当する。この出来事についてみると、請求人は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、所定休日は毎週日曜日と祝日だが、完全に労働しない日は月に1日程度しかなかった旨述べている。この点、請求人の兄は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、「修理の依頼などがあれば身内ですから、何時であろうと休日であろうと当然現場に行かなければなりません。そういう点から言えば弟に所定労働時間や休日はないということになります。」と述べている。

当審査会としても、請求人の休日出勤の実態を確認できる客観的な資料はないところ、請求人の兄の上記申述内容及び会社の業務内容等に鑑みれば、顧客等の修理対応のために休日出勤をしたことが推認されることから、決定書理由第に説示するとおり、その心理的負荷の総合評価は「中」であると判断する。

(ウ) ②の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」)に該当する。この出来事についてみると、請求人は、上記聴取書において、客や同僚の前で怒鳴られたり、カタログやバインダーのようなもので頭を叩かれながら説教された旨述べている。この点、請求人の兄は、上記聴取書において、注意やアドバイスをする際に、兄弟であるため他の従業員より多少きつい口調になったことはあったかもしれないが怒鳴ることはしていない、業務に関連して注意するときは決して手を上げるようなことはない旨述べている。また、請求人の父は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、請求人は会社で働き出してから辞めるまで絶えず説教されていたが、直接見たわけではない旨述べており、請求人の母は、平成〇年〇月〇日付

け聴取書において、暴力は分からないとしつつ、暴言はあったと思うが、仕事場にいないので内容までは分からない旨述べている。

当審査会としても、上記の各申述からみて、請求人が上司(請求人の兄)から仕事に関して強い言い方や何らかの暴言を受けたことは推認されるが、その発言の内容や時期は不明であり、兄弟という関係があることから、決定書理由に説示するとおり、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

(エ) ③の出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「達成困難なノルマが課された」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」)に該当する。この出来事についてみると、請求人は、上記聴取書において、出張予定が組まれているのに次々に修理に行くよう強要され、仕事が夜遅くまで及んだり、当日中に回れない場合には2、3時間説教をされたり土下座を強要されることがあったが、ペナルティーが課されるとか賃金額が減らされることはなかった旨述べている。

そうすると、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、その心理的負荷の総合評価は「弱」であると判断する。

(オ) 以上から、請求人の業務による心理的負荷の総合評価は、「中」が1つ、「弱」が2つであり、全体評価は「強」には至らないものと判断する。

(カ) なお、請求人は、上記聴取書において、評価期間における平均時間外労働時間数は、1月当たりおおむね120時間から150時間であったと述べているが、当審査会において一件記録を精査するも、請求人の主張以外に裏付けるものはなく確認できないことから、請求人の同主張を採用することはできない。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。